

人権ながの

10 2002
October

■発行/
長野県人権啓発センター
〒387-0007 更埴市屋代字清水260-6
TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309
長野県社会部人権・同和政策課
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL 026-235-7107 FAX 026-235-7392
URL <http://www.pref.nagano.jp/>
E-mail jindo@pref.nagano.jp

人権啓発センターってどんなところ

長野県では、県民の皆さんが同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者等の人権問題について、理解を深め、自分自身の課題として人権問題を考えていく場として「長野県人権啓発センター」を平成12年12月6日、更埴市屋代の県立歴史館内に開設しました。



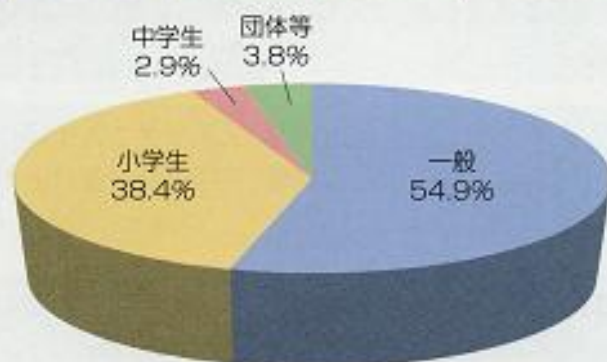
センターでは、さまざまな人権問題について、立体映像装置、証言ビデオ、文献史料、パネル展示に分かりやすい解説を加えて、人権問題についての理解を深め、人権尊重の意識を高めていただけるようにしています。そして、様々な人権問題が早期に解決して、差別のない明るい長野県になるよう願っています。

開設以来、多くの方に来館いただきました。県外からも約1,000人の方々が訪れています。ぜひ、お出かけください。

入館者数

(H14.9.30)

区分	一般	小学生	中学生	団体等	合計
人数	11,110人	7,759人	580人	775人	20,224人
割合	54.9%	38.4%	2.9%	3.8%	100%



人権啓発センターではこんなことも行っています

人権啓発パネルの貸出

研修会・学習会で利用していただくためのパネルを用意しています。
ご利用は無料です。送料のみ負担して下さい。どうぞお申し込み下さい。
パネルの形状は、アルミフレームの紐付き、A1サイズ(594×831mm)です。

パネルの種類は「1セット 24枚」

○同和問題	3枚	○障害者	2枚	○刑を終えて出所した人	1枚
○女性	2枚	○外国人	2枚	○アイヌの人々	1枚
○子ども	2枚	○HIV感染者	1枚	○人権教育のための国連10年長野県行動計画	3枚
○高齢者	2枚	○ハンセン病	1枚	○人権史	4枚

人権啓発ビデオの貸出

同和問題では「私の歩んだ道」など10本、児童虐待、ハンセン病、仲間づくりなどの人権問題について、小学校児童から大人向けの合計17本を備えております。

ご利用は無料です。送料のみ負担して下さい。どうぞお申し込み下さい。

講師の派遣

人権尊重の意識の普及高揚を図るため、センター職員が要望により人権・同和問題に関する学習会・研修会の講師を勤めます。

なお、講師謝金、旅費は無料です。

来館者の声

(14年4月以降のアンケートから)

○忘れかけていた人権問題、差別問題について再認識することができました。この施設を小学生など小さなお子様にぜひ見てほしいと思いました。また、親の世代の方にも多く見てほしいと思います。
(県内企業関係者)

○差別することの心の貧しさを実感しました。多くの方にぜひこの施設の利用を促していただきたい。
(県内行政関係者)

○展示を見て、体がふるえました。こんなことがあってはいけないと思い、今の自分の幸せが身にしみました。
(静岡県主婦)

○このようなセンターがあることはとてもよい。小学生でも理解できるような内容もありよいと思います。小さいころから、正しい情報や啓発を受けることが大切だと思います。とても、勉強になりました。
(群馬県会社員)

○大人向け、中高生向けにできている。もっと立体映像で部落差別のことが分かりやすくなるとうい。小学生向けの展示内容を工夫してもらおうと助かる。
(県内教育関係者)

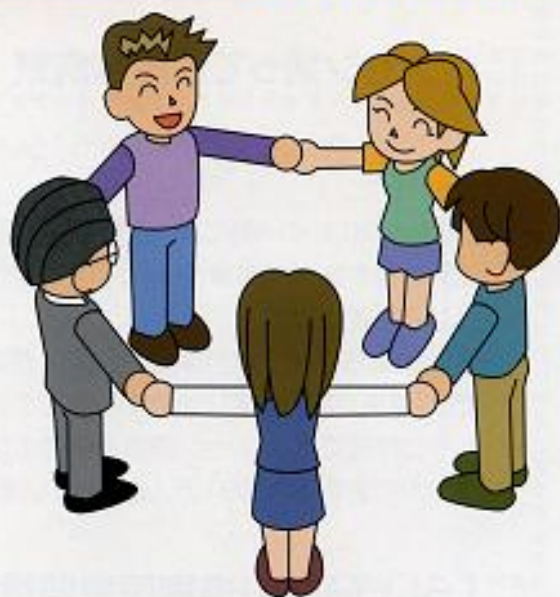
最近の人権問題に関するニュース(トピックス)

地对財特法失効後の同和対策

同和問題を解決するために、昭和62年(1987年)に施行された「地对財特法(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)」が、平成13年度末をもって期限切れとなりました。

長野県では、この法律の失効後の同和対策の在り方について、長野県部落解放審議会に諮問し、平成14年1月24日に答申を受けました。

県ではこの答申を尊重し施策を推進しています。



DV防止法施行1年

配偶者への身体的暴力などを禁じたDV(ドメスティック・バイオレンス)防止法が、昨年10月に施行されてから1年間で県警に寄せられた相談は257件でした。



うち、緊急時の連絡方法などを教える防犯指導が155件、加害者に対する注意が71件、福祉事務所などの他の機関への連絡が41件でした。

被害者の96.5%が女性で、91.1%は加害者と婚姻関係にありました。被害者の年齢は30歳代が最多でした。

4月には、県内で初めて同法に基づいて女性に暴力をふるっていた男性に対して、住居から2週間退去を命じる保護命令が出されました。

児童虐待増加

昨年度、県内児童相談所に寄せられた相談のうち、児童虐待と認められる件数が、統計をとりはじめた平成2年(1990年)度以降、これまでに最も多い355件になったことが、県青少年家庭課の調べで分かりました。

昨年度46.7%の増加でした。児童虐待防止法が平成12年11月に施行されたことなどにより、虐待が表面化しやすくなったことも要因と考えられています。

虐待の内容は、暴力などの「身体的虐待」が170件で47.9%、看病や食事の世話などを放棄する「保護の怠慢・拒否」が138件で38.9%、「心理的虐待」が41件、「性的虐待」が6件でした。

子どもを虐待したのは、実母が58.6%と過半数を占め、実父は24.5%で、実親からの虐待が8割以上を占めています。



ハンセン病とは

ハンセン病ってどんな病気

ハンセン病は、わが国では昔から「らい病」と言われ、遺伝病とか伝染力が強く治らない病気として恐れられてきました。

この病気は、らい菌により皮膚や末梢神経を侵される感染症で、皮膚の表面に斑紋や結節(こぶ)を生じさせ、知覚障害や筋肉の麻痺・萎縮が引き起こされることがあります。外見的にあきらかな顔や手足の指の変形はたんなる後遺症です。

しかし、らい菌の毒力は極めて弱く、感染し発病することはほとんどありません。もし発病したとしても、現代では、外来治療で確実に治癒する病気です。

今わが国では、ハンセン病患者の発生はほとんどありませんが、WTO(世界保健機構)の発表(1998年)では世界の患者数は約81万人となっています。

「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟とはどういうこと

ハンセン病を発病すると、「らい予防法」《明治40年(1907年)公布、平成8年(1996年)廃止》により89年間も隔離政策が続けられ、全国15の療養所に入所させられました。患者や家族の人権は無視され、故郷を追われ、社会生活を奪われ、差別偏見など、人権侵害を受けたとして国を相手に訴訟を起こしました。

平成13年(2001年)5月、熊本地裁はハンセン病療養所入所者から出されていたこの訴訟に対し、「ハンセン病患者の隔離は違憲」との判決が下され、国がハンセン病患者の隔離政策の見直しを怠ったとされました。国は訴訟を断念し謝罪しました。また、国会では療養所入所者等への補償措置法案も成立しました。

これによって、ハンセン病訴訟は法的に決着しましたが、入所者への在園保障、社会復帰および社会生活支援、医療・福祉の充実などの恒久的対策や、社会の差別や偏見の解消などの課題が残されています。

長野県出身入所者はどうしているの

全国15カ所の療養所の入所者は、今年5月現在、4,090人。このうち県出身者は45人で東京、群馬などの6療養所に入所しており、平均年齢は78歳です。

昨年8月から10月に、県保健予防課の職員が療養所をそれぞれ訪問し調査をしました。

- 一時帰省については、「一度墓参りがしたい」という希望が5人ありましたが、退所希望はありませんでした。入所して半世紀以上の人も多く「この場所で静かに余生を送りたい」「今のままの生活を続けたい」との希望がほとんどでした。
- 故郷での慰霊祭や納骨堂設置については、「慰霊祭をしても家族は表立って行けない」「遺骨の引き取りでまた家族に迷惑がかかる」などの理由で、希望はありませんでした。意向調査では、過去には退所したいと希望していたが「世間の目を考えてやめた」「騒ぎになるから帰ってくるなと家族にいわれた」などと断念した入所者もいました。
- 毎年、県では里帰り事業を行い、郷土訪問をしています。



『ジェンダーチェック』

「ジェンダー」とは、生物学的な性別ではなく、社会的、文化的につくられた「女らしさ」「男らしさ」などのことを言います。

私達の毎日の生活の中に何気なく組み込まれている男女の在り方に気づき、そのことを見直して見ましょう。

■それぞれの問いには「はい」か「いいえ」でお答え下さい。

	はい ▼	いいえ ▼
1 自分の飲むお茶は、自分で入れる	1	0
2 寝たきりになったら、男の人より、女の人に世話をしてもらいたい	0	1
3 「子育ても、いい仕事も」と望む女性はわがままな人だ	0	1
4 子どもが小さいうちは、母親は外で働かない方が子どものためによい	0	1
5 ごみの分別の仕方を知っている	1	0
6 デートの費用は、男性が持つのが当然だ	0	1
7 入り口の表札には、夫の名前だけが書いてあります	0	1
8 男性はまでも、女性がタバコを吸うのは許せない	0	1
9 家族や恋人の間で、「性差別」を話題にするのは野暮だ	0	1
10 男の子が、ママごと遊びをしたり、人形をほしがると何か気になる	0	1

■「はい」か「いいえ」で選んだ点数をすべてたして下さい。
総点数でチェックします。診断結果は裏面をご確認ください。

総得点

来館のご案内

◆開館時間

午前9時～午後5時

◆休館日

毎週月曜日(祝日、振替休日にあたる場合は火曜日)
祝日の翌日(日曜日にあたる場合は開館)

◆入館料

無料

◆交通案内

しなの鉄道●屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分
長野電鉄河東線●東屋代駅から徒歩20分
長野自動車道・上信越自動車道●更埴ICから車で5分



『ジェンダーチェック』診断結果

0点～2点

古風で伝統的、性的役割の固定された世界から現代に迷い込んだようです。ジェンダーについて、これから学習を深めましょう。

3点～5点

男女平等賛成といいながら、「女らしさ」「男らしさ」にこだわっています。明るい笑顔で「お帰りなさい。お風呂にしますか。それともお食事?」という暮らしにあこがれてはいませんか。こだわりはなくしましょう。

6点～8点

男女平等なんて常識というあなたの気持ちの中に、まだかなりためらいやとまどいが見えます。思い切って一歩を踏み出しましょう。

9点～10点

男女平等は当然というあなたにとっては、今の社会ははがゆくいらだつこともあるでしょうが、「女らしく」「男らしく」ではなく、一人ひとりの個性が大切にされる社会の実現のために、あきらめず仲間を増やしましょう。